

令和3年（訴）第1号

被訴追者 岡口基一

裁判員忌避の申立書

5

2023（令和5）年11月1日

裁判官弾劾裁判所 御中

10

主任弁護士 西 村 正 治

第1 申立の趣旨

山下貴司裁判員に対する忌避に理由がある
との決定を求めます。

15

第2 申立の理由

1 不公平な裁判をする虞があること

山下貴司裁判員（以下「山下裁判員」といいます。）については、以下のとおり、不公平な裁判をする虞（裁判官弾劾法30条の準用する刑訴法21条）
があります。

20

(1)「弾劾証拠」として当事者双方が証拠請求すらしていない文献を延々と読み上げたこと

ア 山下裁判員は、2023年10月25日に開かれた第10回公判期日において、双方当事者から証拠請求されていなかった上村千一郎氏が著した

25

「新訂版裁判官弾劾法精義」（1981年・敬文堂。以下「上村文献」といいます。）の書名をあげた上で、その一部を延々と朗読しながら、当日証人として出廷した松宮孝明氏（以下「松宮証人」といいます。）に対して補充尋問をしようとした。

そこで、弁護人が、証拠にもなっていない上村文献を丸々引用するのは不相当であると異議を述べたところ、裁判長から、質問を変えるように指示されました。 5

その後、山下裁判員は、上記の補充尋問に続けて、自らが読み上げた部分を証人松宮孝明氏が主尋問において言及しなかったことについて、どうして引用しなかったかと質問をしました（以上、裁判所において顕著な事実）。 10

イ 公判期日終了後、弁護人らが法廷前の廊下にいたところ、すれ違って歩いていた山下裁判員は、上記の尋問のことを他の裁判員と話題にしている、「あれは弾劾証拠だ。」と言っていました（添付の疎甲1）。

ウ 弾劾裁判所の裁判員の職務は、中立公正に行うべきことはいうまでもありません。だからこそ、裁判官弾劾法30条は、刑事訴訟法の除斥、忌避、回避の規定を準用しているのです。 15

しかし、上記山下裁判員の発言は、被訴追者が申請した証人を「弾劾」するために、当事者が証拠請求すらしていない文献を「弾劾証拠」としてその内容を延々と読み上げたことを示すものです。 20

エ そして、そのようなあたかも訴追委員がするような補充尋問を捉えて、他の裁判員も、山下裁判員のことを、「訴追委員ですね。」と評したのだと考えられます（疎甲1）。

(2) 上村文献を部分的に引用しているのは訴追委員も同じであること

第10回公判期日における松宮証人の証言や、弁護人の尋問に対する柴山昌彦訴追委員の異議でも明らかなおりに、訴追委員は冒頭陳述において 25

上村千一郎氏の「新訂版裁判官弾劾法精義」の訴追期間の起算点に関する部分を引用するのみで（第2回公判調書別紙4頁）、松宮証人が証言で引用した部分には言及がありません。

自らの主張を裏付けるべく文献の一部を引用することは特に非難されるべきことではありませんし、訴追委員も同様のことをしているのに、松宮証人について、あたかもアンフェアな引用をしたかのような補充尋問をすることは、不公正です。訴追委員ですらしていない尋問です。 5

(3) 小括

以上から、山下裁判員について、不公平な裁判をする虞があることは明らかです。 10

2 簡易却下をすべきではないこと

なお、「訴訟を遅延させる目的のみでされたことの明らかな忌避申立は、決定でこれを却下しなければならない。」とされていますが（裁判官弾劾法30条の準用する刑訴法24条1項）、次回公判期日は11月22日に指定されていることから、本申立によって訴訟を遅延させることにはなりませんので、同条項に該当しないことは明らかです。 15

また、忌避の原因があることを知ったのは、10月25日の公判終了後、廊下で「弾劾証拠」という山下裁判員の発言を聞いた時点ですから、裁判官弾劾法30条の準用する刑訴法22条の規定に反するものでもありません。

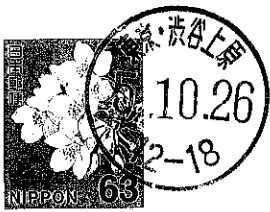
第3 結語 20

以上から、山下裁判員に対する忌避申立は認められるべきです。

以 上

疎 明 資 料

疎甲1 2023年10月26日付聴取報告書 25



聴取報告書

弾劾裁判所御中

2023年10月26日 5

弁護士 児玉晃一

当職は、2023年10月25日、山下貴司裁判員の発言を以下のとおり聴取しましたので、報告いたします。 10

1 2023年10月25日午後7時過ぎころ、被訴追者岡口基一の弾劾裁判（御庁令和3年（訴）第1号）の公判期日終了後、当職は法廷前の廊下からエレベーターで帰途につこうとしたところ、山下貴司裁判員が、他の裁判員と話をしながらすれ違いました。 15

2 山下裁判員は、他の裁判員から「訴追委員ですね。」などと言われ、「いや裁判員です。」と笑いながら答えていました。

また、山下裁判員は公判期日で、上村千一郎氏が著した「新訂版裁判官弾劾法精義」の一部を延々と朗読しながら、当日証人として出廷した松宮孝明氏に対して補充尋問をしようとしたことから、私が、証拠にもなっていない書籍を丸々引用するのは不相当であると異議を述べたところ、裁判長から、質問を変えるように指示されました。 20

そのことを、他の裁判員と話題にしている、「あれは弾劾証拠だ。」と言っていました。

上記のやり取りは、私の横にいた弁護人の前田領も聞いていました。 25

以上